

大防法及び石綿則における石綿含窯業系サイディングの除去に係る措置

石綿含有窯業系サイディングの除去作業においては、新たに大防法における作業基準の遵守及び石綿則による除去に係る措置が求められている（下表）。

石綿含有窯業系サイディングを除去する際は、原則として切断等を行わず、原形のまま取り外す必要がある。原形のまま取り外すとは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことである。ただし、現場の状況等により原形のまま取り外すことが困難で、切断等を伴う除去を行う場合は、湿潤化を行った上で除去を行う。この場合の湿潤化は、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要がある。現場の状況等により、湿潤化を行うことが著しく困難な場合は、十分な集じん性能を有する電動工具を使用することや隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止措置を実施すること。

表 大防法及び石綿則における石綿含有窯業系サイディングの除去に係る措置

	大防法 (大防法施行規則別表第7の四の項)	石綿則 (石綿則第6条の2、第13条)
石綿含有 窯業系サ イディング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切断等することなくそのまま取り外すこと。 ・ 上記の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適さないときは除去する建材を薬液等により湿潤化すること。 ・ 除去後、作業場内の石綿を清掃すること。養生をした場合は、養生内の清掃と石綿の処理を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切断等以外の方法で除去しなければならない。 ・ 切断等により除去する場合は、湿潤な状態なものとしなければならない。 ・ 湿潤な状態とすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。

1. 出典

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」
（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

2. 内容の加工について

https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf（177頁）
をもとに（一社）日本窯業外装材協会が作成